

## 新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財閥第 142 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第 4 章 輸出通関関係</p> <p>第 1 節 輸出申告</p> <p>(輸出申告事項の登録)</p> <p>1-1 輸出申告（法第 67 条の 3 第 6 項に規定する特定輸出申告及び特定委託輸出申告並びに同条第 4 項に規定する特定製造貨物輸出申告並びに關稅法基本通達 67-2-5 に規定するマニフェスト等による輸出申告並びに別送品輸出申告（同通達 67-2-7 及び 67-2-8 に規定する旅具通關扱いをする貨物に係る輸出申告をいう。以下同じ。）を除く。以下この節及び次節において同じ。）を行う者及びその代理人である通關業者（以下この節及び次節において「通關業者等」という。）がシステムを使用して輸出申告を行う場合は、当該申告に先立ち、次のいずれかの方法により輸出申告事項の登録を行うことを求めるものとする。</p> <p>(1)及び(2) (省略)</p> <p>(輸出申告)</p> <p>1-2 通關業者等がシステムを使用して輸出申告を行う場合は、前項の規定により登録された輸出申告事項について通關業者等に出力される応答画面の内容又は入力控情報として出力される内容を確認の上、次のいずれかの方法により輸出申告の登録を行うことを求めるものとする。ただし、輸出申告を行う者が、税關官署の窓口に設置された電子申告を行うための専用端末（以下「窓口電子申告端末」という。）を利用して輸出申告を行う場合は、窓口電子申告端末運用指針（別紙 1）により取扱うものとする。</p> <p>なお、通關業者が輸出申告を行う場合には、処理法第 5 条の規定に基づき、あらかじめ通關士が応答画面又は入力控等により申告内容を審査の上、輸出申告を行うこととなるので、留意する。</p> <p>また、輸出申告については、通關予定蔵置場として輸出の許可を受けるために貨物を入れる保税地域等を選択するものとする。なお、税關官署の開庁時間外に輸出申告の入力をしておくことにより、翌日（行政機関の休日を除く。）の官庁の執務時間の開始時刻に自動的に輸出申告を行うことができるものとする。</p> <p>ただし、本船・ふ中扱い承認を受けた貨物のシステムによる輸出申告については、当該貨物が外国貿易船又ははしけ等に積載が完了した後に行う必要がある。</p>	<p>第 4 章 輸出通關関係</p> <p>第 1 節 輸出申告</p> <p>(輸出申告事項の登録)</p> <p>1-1 輸出申告（法第 67 条の 3 第 2 項に規定する特定輸出申告、特定委託輸出申告及び特定製造貨物輸出申告並びに別送品輸出申告（同通達 67-2-7 及び 67-2-8 に規定する旅具通關扱いをする貨物に係る輸出申告をいう。以下同じ。）を除く。以下この節及び次節において同じ。）を行う者及びその代理人である通關業者（以下この節及び次節において「通關業者等」という。）がシステムを使用して輸出申告を行う場合は、当該申告に先立ち、次のいずれかの方法により輸出申告事項の登録を行うことを求めるものとする。</p> <p>(1)及び(2) (同左)</p> <p>(輸出申告)</p> <p>1-2 通關業者等がシステムを使用して輸出申告を行う場合は、前項の規定により登録された輸出申告事項について通關業者等に出力される応答画面の内容又は入力控情報として出力される内容を確認の上、次のいずれかの方法により輸出申告の登録を行うことを求めるものとする。ただし、輸出申告を行う者が、税關官署の窓口に設置された電子申告を行うための専用端末（以下「窓口電子申告端末」という。）を利用して輸出申告を行う場合は、窓口電子申告端末運用指針（別紙 1）により取扱うものとする。</p> <p>なお、通關業者が輸出申告を行う場合には、処理法第 5 条の規定に基づき、あらかじめ通關士が応答画面又は入力控等により申告内容を審査の上、輸出申告を行うこととなるので、留意する。</p> <p>また、輸出申告事項登録済みのものについては、貨物が保税地域に未搬入であっても輸出申告の入力をしておくことにより、倉主等による搬入確認の登録をもって自動的に輸出申告を行うことができ、また、税關官署の開庁時間外に輸出申告の入力をておくことにより、翌日（行政機関の休日を除く。）の官庁の執務時間の開始時刻に自動的に輸出申告を行うことができるものとする。</p>

## 新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である

改正後	改正前
<p>(1)及び(2) (省略)</p> <p>(審査区分選定及び関係情報の配信)</p> <p>1－3 システムにおいては、前項の輸出申告が行われた場合において、当該輸出申告について審査区分の選定等の処理を行い、通関業者等に「輸出申告控情報」(海上貨物(この節1－1の規定により「B／L番号」が輸出申告事項に登録されたもの。以下この章において同じ。)に係る輸出申告にあっては別紙様式M－400号、別紙様式M－402号、別紙様式M－534号及び別紙様式M－536号、航空貨物(この節1－1の規定により「AWB番号」が輸出申告事項に登録されたもの。以下この章において同じ。)に係る輸出申告にあっては別紙様式M－401号、別紙様式M－403号、別紙様式M－535号及び別紙様式M－537号)が配信される。</p> <p>なお、この場合、<u>貨物の保税地域等への搬入後に行われた輸出申告については、審査区分が簡易審査扱い(区分1)となった輸出申告については、輸出申告後直ちに輸出許可となり、「輸出許可等通知情報」が配信される。</u></p> <p><u>また、貨物の保税地域等への搬入前に前項の輸出申告が行われた場合においては、当該貨物が保税地域等に搬入された時点で、再度、審査区分の選定等の処理を行い、通関業者等に「輸出搬入時状況通知」(海上貨物に係る輸出申告にあっては別紙様式M－416号、航空貨物に係る輸出申告にあっては別紙様式M－417号)が配信される。ただし、当該貨物が保税地域等に搬入後直ちに輸出許可となる場合については、通関業者等に「輸出搬入時状況通知」は配信されず、「輸出許可等通知情報」が配信される。</u></p> <p>(輸出申告時の提出書類等の提出)</p> <p>1－4 輸出申告がシステムにより受理され、通関業者等に「輸出申告等控情報」(簡易審査扱い(区分1)の場合は「輸出許可等通知情報」。以下この節において同じ。)が配信されたときは、航空貨物で、審査区分が書類審査扱い(区分2)又は検査扱い(区分3)となった輸出申告については、当該輸出申告等控情報を「輸出申告控」として出力し、<u>貨物の保税地域等への搬入前に行われた輸出申告については、適宜の箇所にその旨の記号(例えば、「前」)を朱書きし(貨物の保税地域等への搬入後に行われた輸出申告については朱書き不要)、当該輸出申告に係る仕入書又はこれに代わる書類その他必要な書類(以下この章において「添付書類等」という。)を添付して、その他の輸出申告については、添付書類等に申告等番号、申告等年月日、申告先税関官署及び部門並びに通関業者等名その他必要事項(以下この章において「輸出申告番号等」という。)を付記して、次に定めるところにより、輸出申告(この章第10節の予備審査制に</u></p>	<p>(1)及び(2) (同左)</p> <p>(審査区分選定及び関係情報の配信)</p> <p>1－3 システムにおいては、前項の輸出申告が行われた場合において、当該輸出申告について審査区分の選定等の処理を行い、通関業者等に「輸出申告控情報」(海上貨物(この節1－1の規定により「B／L番号」が輸出申告事項に登録されたもの。以下この章において同じ。)に係る輸出申告にあっては別紙様式M－400号、別紙様式M－402号、別紙様式M－534号及び別紙様式M－536号、航空貨物(この節1－1の規定により「AWB番号」が輸出申告事項に登録されたもの。以下この章において同じ。)に係る輸出申告にあっては別紙様式M－401号、別紙様式M－403号、別紙様式M－535号及び別紙様式M－537号)が配信される。</p> <p>なお、この場合、審査区分が簡易審査扱い(区分1)となった輸出申告については、輸出申告後直ちに輸出許可となり、「輸出許可等通知情報」が配信される。</p> <p>(輸出申告時の提出書類等の提出)</p> <p>1－4 輸出申告がシステムにより受理され、通関業者等に「輸出申告等控情報」(簡易審査扱い(区分1)の場合は「輸出許可等通知情報」。以下この節において同じ。)が配信されたときは、航空貨物で、審査区分が書類審査扱い(区分2)又は検査扱い(区分3)となった輸出申告については、当該輸出申告等控情報を「輸出申告控」として出力し、当該輸出申告に係る仕入書(第10節により仕入書を提出している場合を除く。)又はこれに代わる書類その他必要な書類(以下この章において「添付書類等」という。)を添付して、その他の輸出申告については、添付書類等に申告等番号、申告等年月日、申告先税関官署及び部門並びに通関業者等名その他必要事項(以下この章において「輸出申告番号等」という。)を付記して、次に定めるところにより、輸出申告(この章第10節の予備審査制に</p>

## 新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財閥第 142 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である

改正後	改正前
<p>要事項（以下この章において「輸出申告番号等」という。）を付記して、次に定めるところにより、輸出申告を行った税関官署の通関担当部門（以下この章において「通関担当部門」という。）に提出することを求めるものとする。</p> <p>(1)及び(2)（省略）</p> <p>（検査等の指定）</p> <p>1－5 通関担当部門又はこの節1－2の規定により行われた輸出申告に係る貨物の検査を行う検査担当部門（以下この節において「検査担当部門」という。）は、審査区分が検査扱い（区分3）となった輸出申告については、現場検査（関税法基本通達67－1－7(4)に規定する搬入前検査を含む。）、本船検査、ふ中検査、検査場検査（大型X線検査装置による検査を含む。）又は見本検査（他法令の該非の確認、統計品目分類、知的財産侵害物品の認定等輸出貨物についての適正な審査を行うための見本確認をいう。以下この項において同じ。）（貨物確認（他法令の該非の確認、統計品目分類、知的財産侵害物品の認定等輸出貨物についての適正な審査を行うための検査をいう。）を含む。以下この項及びこの節1－7において同じ。）のいずれかに指定するものとする。</p> <p>検査に指定したことについては、システムを通じて「検査指定情報」が通関業者等に配信される。それらのうち、検査場検査又は見本検査に指定した貨物について、通関業者等は当該指定情報を「検査指定票（申告書用）」（海上貨物に係る検査にあっては別紙様式M－404号、航空貨物に係る検査にあっては別紙様式M－405号）及び「検査指定票（運搬・倉主等用）」（海上貨物に係る検査にあっては別紙様式M－406号、航空貨物に係る検査にあっては別紙様式M－407号）として出力し、当該指定貨物に係る蔵置場所と税関検査場間の運搬等を行うものとする。</p> <p>なお、倉主等にも「検査指定情報」が配信されるので、必要に応じ当該情報を「検査指定票（倉主等用）」（海上貨物に係る検査にあっては別紙様式M－408号、航空貨物に係る検査にあっては別紙様式M－409号）として出力し、利用することができる。</p> <p>（輸出申告の訂正）</p> <p>1－6 通関業者等が、輸出申告の後、当該申告に係る輸出の許可までの間に申告内容を訂正する場合は、あらかじめ当該通関業者等から通関担当部門に対し訂正についての申出を行った後、次により取り扱うものとする。ただし、輸出者コード、輸出者名、申告種別コード及び通関予定蔵置場</p>	<p>よる申告を含む。）を行った税関官署の通關担当部門（以下この章において「通關担当部門」という。）に提出することを求めるものとする。</p> <p>(1)及び(2)（同左）</p> <p>（検査等の指定）</p> <p>1－5 通關担当部門又はこの節1－2の規定により行われた輸出申告に係る貨物の検査を行う検査担当部門（以下この節において「検査担当部門」という。）は、審査区分が検査扱い（区分3）となった輸出申告については、現場検査（関税法基本通達67－1－7(4)に規定する事前検査を含む。）、本船検査、ふ中検査、検査場検査（大型X線検査装置による検査を含む。）又は見本検査（他法令の該非の確認、統計品目分類、知的財産侵害物品の認定等輸出貨物についての適正な審査を行うための見本確認をいう。以下この項において同じ。）（貨物確認（他法令の該非の確認、統計品目分類、知的財産侵害物品の認定等輸出貨物についての適正な審査を行うための検査をいう。）を含む。以下この項及びこの節1－7において同じ。）のいずれかに指定するものとする。</p> <p>検査に指定したことについては、システムを通じて「検査指定情報」が通關業者等に配信される。それらのうち、検査場検査又は見本検査に指定した貨物について、通關業者等は当該指定情報を「検査指定票（申告書用）」（海上貨物に係る検査にあっては別紙様式M－404号、航空貨物に係る検査にあっては別紙様式M－405号）及び「検査指定票（運搬・倉主等用）」（海上貨物に係る検査にあっては別紙様式M－406号、航空貨物に係る検査にあっては別紙様式M－407号）として出力し、当該指定貨物に係る蔵置場所と税關検査場間の運搬等を行うものとする。</p> <p>なお、倉主等にも「検査指定情報」が配信されるので、必要に応じ当該情報を「検査指定票（倉主等用）」（海上貨物に係る検査にあっては別紙様式M－408号、航空貨物に係る検査にあっては別紙様式M－409号）として出力し、利用することができる。</p> <p>（輸出申告の訂正）</p> <p>1－6 通關業者等が、輸出申告の後、当該申告に係る輸出の許可までの間に申告内容を訂正する場合は、あらかじめ当該通關業者等から通關担当部門に対し訂正についての申出を行った後、次により取り扱うものとする。ただし、輸出者コード、輸出者名及び申告種別コード等は訂正できないの</p>

## 新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である

改正後	改正前
<p>(当初申告官署の変更を伴う保税地域等に通関予定蔵置場（搬入先）を変更する場合に限る) 等は訂正できないので、これらの事項を訂正する場合は、輸出申告を撤回の上、再度、輸出申告を行うことを求めるものとする。</p> <p>なお、<u>輸出申告の撤回に当たっては、関税法基本通達 67-1-10 の規定に基づき、あらかじめ当該通関業者等から通関担当部門に対し、申告撤回理由等を記載した「輸出申告撤回申出書」(税関様式 C-5240 号) 1 通を提出して行わせるものとする。</u></p> <p>(1)～(3) (省略)</p>	<p>で、これらの事項を訂正する場合は、輸出申告を撤回の上、再度、輸出申告を行うことを求めるものとする。</p>
<p>(輸出許可の通知)</p> <p>1-7 通関担当部門（あらかじめ通關担当部門から依頼を受けている場合は検査担当部門）は、システムを使用して行われた輸出申告について、審査及びその申告に係る貨物<u>が保税地域等に搬入された後に必要な検査を行った上、貨物の輸出を許可しようとするときは、システムに輸出申告審査終了の登録を行うことにより輸出を許可し、システムを通じてその旨を通關業者等に通知する。</u></p> <p>なお、この場合において当該許可に併せて保税運送の承認をするときは、その運送期間の開始日及び終了日がシステムにより自動的に払い出される。</p>	<p>(1)～(3) (同左)</p> <p>(輸出許可の通知)</p> <p>1-7 通關担当部門（あらかじめ通關担当部門から依頼を受けている場合は検査担当部門）は、システムを使用して行われた輸出申告について、審査及びその申告に係る貨物<u>についての必要な検査を行った上、貨物の輸出を許可しようとするときは、システムに輸出申告審査終了の登録を行うことにより輸出を許可し、システムを通じてその旨を通關業者等に通知する。</u></p> <p>なお、この場合において当該許可に併せて保税運送の承認をするときは、その運送期間の開始日及び終了日がシステムにより自動的に払い出される。</p>
<p>第 2 節 (省略)</p>	<p>第 2 節 (同左)</p>
<p>第 3 節 特定輸出申告</p> <p>(輸出申告についての規定の準用)</p> <p>3-1 特定輸出申告（法第 67 条の 3 第 6 項に規定する特定輸出申告をいう。以下同じ。）を行う者及びその代理人である通關業者がシステムを使用して特定輸出申告を行う場合は、第 1 節及び前節に準じて行うものとする。</p> <p>なお、特定輸出申告においては次のことについて留意する。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 法第 67 条の 4 第 1 項に規定する輸出の許可の取消しについては、<u>関税法基本通達 67 の 4-1 及び 67 の 4-2</u>に準じて行うほか、当該許可を取り消した場合には、通關担当部門において取り消した旨の情報をシステムに登録することとなる。</p>	<p>第 3 節 特定輸出申告</p> <p>(輸出申告についての規定の準用)</p> <p>3-1 特定輸出申告（法第 67 条の 3 第 2 項に規定する特定輸出申告をいう。以下同じ。）を行う者及びその代理人である通關業者がシステムを使用して特定輸出申告を行う場合は、第 1 節及び前節に準じて行うものとする。</p> <p>なお、特定輸出申告においては次のことについて留意する。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 法第 67 条の 11 第 1 項に規定する輸出の許可の取消しについては、<u>関税法基本通達 67 の 11-1 及び 67 の 11-2</u>に準じて行うほか、当該許可を取り消した場合には、通關担当部門において取り消した旨の情報をシステムに登録することとなる。</p>

## 新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である

改正後	改正前
<p>(3) (省略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 節 特定委託輸出申告</p> <p>(輸出申告についての規定の準用)</p> <p>4-1 特定委託輸出申告（法第 67 条の 3 第 6 項に規定する特定委託輸出申告をいう。以下同じ）を行う者の代理人である認定通関業者（法第 79 条の 2 に規定する認定通関業者をいう。）がシステムを使用して特定委託輸出申告を行う場合は、第 1 節及び第 2 節に準じて行うものとする。</p> <p>なお、特定委託輸出申告においては次のこと留意する。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 法第 67 条の 4 第 1 項に規定する輸出の許可の取消しについては、関税法基本通達 67 の 4-1 及び 67 の 4-2 に準じて行うほか、当該許可を取り消した場合には、通関担当部門において取り消した旨の情報をシステムに登録することとなる。</p>	<p>(3) (同左)</p> <p style="text-align: center;">第 4 節 特定委託輸出申告</p> <p>(輸出申告についての規定の準用)</p> <p>4-1 特定委託輸出申告（法第 67 条の 3 第 2 項に規定する特定委託輸出申告をいう。以下同じ）を行う者の代理人である認定通関業者（法第 79 条の 2 に規定する認定通関業者をいう。）がシステムを使用して特定委託輸出申告を行う場合は、第 1 節及び第 2 節に準じて行うものとする。</p> <p>なお、特定委託輸出申告においては次のこと留意する。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 審査区分が簡易審査扱い（区分 1）となった場合又は税関が「輸出申告審査終了」業務を行った場合であって、特定委託輸出申告に係る貨物が保税地域に搬入されていないときには、当該貨物が保税地域に搬入され、倉主等により行われる搬入確認（海上貨物に係る「搬入確認登録」業務又は航空貨物に係る「貨物確認情報登録」業務（以下この章において「搬入確認登録業務等」という。））がなされるまでの間、輸出の許可を保留することとなる。</p>
<p>(3) (省略)</p> <p style="text-align: center;">第 5 節 特定製造貨物輸出申告</p> <p>(輸出申告についての規定の準用)</p> <p>5-1 特定製造貨物輸出者（法第 67 条の 13 第 2 項に規定する特定製造貨物輸出者をいう。）がシステムを利用して特定製造貨物輸出申告（法第 67 条の 3 第 4 項に規定する特定製造貨物輸出申告をいう。以下同じ。）を行う場合は、第 1 節及び第 2 節に準じて行うものとする。</p> <p>なお、特定製造貨物輸出申告においては次のこと留意する。</p> <p>(1) 及び(2) (省略)</p> <p>(3) 法第 67 条の 4 第 1 項に規定する輸出の許可の取消しについては、関税法基本通達 67 の 4-1 及び 67 の 4-2 に準じて行うほか、当該許可を取り消した場合には、通関担当部門において取り消した旨の情報をシステムに登録することとなる。</p>	<p>(3) (同左)</p> <p style="text-align: center;">第 5 節 特定製造貨物輸出申告</p> <p>(輸出申告についての規定の準用)</p> <p>5-1 特定製造貨物輸出者（法第 67 条の 13 第 2 項に規定する特定製造貨物輸出者をいう。）がシステムを利用して特定製造貨物輸出申告（法第 67 条の 3 第 2 項に規定する特定製造貨物輸出申告をいう。以下同じ。）を行う場合は、第 1 節及び第 2 節に準じて行うものとする。</p> <p>なお、特定製造貨物輸出申告においては次のこと留意する。</p> <p>(1) 及び(2) (同左)</p> <p>(3) 審査区分が簡易審査扱い（区分 1）となった場合又は税関が「輸出申告審査終了」業務を行った場合であって、特定製造貨物輸出申告に係る貨物が保税地域に搬入されていないときには、当該貨物が保税地域に搬入され、当該貨物に係る搬入確認登録業務等がなされるまでの間、輸出の許可を保留することとなる。</p>
<p>(4) (省略)</p>	<p>(4) (同左)</p>

## 新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財閥第 142 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である

改正後	改正前
第 6 節 削除	第 6 節 コンテナ扱い申出
6-1 削除	<p>(コンテナ扱い申出事項の登録)</p> <p>6-1 <u>コンテナ扱い申出を行う者</u>（以下この節において「申出者」という。）がシステムを使用して、コンテナ扱い申出を行う場合は、当該申出に先立ち、輸出者名、コンテナ本数、品名等必要事項をシステムへ入力し、コンテナ扱い申出事項の登録を行うことを求めるものとする。</p>
6-2 削除	<p>(コンテナ扱い申出)</p> <p>6-2 申出者がシステムを使用してコンテナ扱い申出を行う場合は、前項の規定により登録したコンテナ扱い申出事項について、申出者に出力される応答画面の出力内容を確認して送信又は事前に登録を行った申出事項を利用して送信することにより行うことを探めるものとする。</p>
6-3 削除	<p>(審査区分選定及び関係情報の配信)</p> <p>6-3 システムにおいては、前項の規定によりコンテナ扱い申出が行われた場合には、当該コンテナ扱い申出について、審査区分の選定等の処理を行い、当該申出に対しコンテナ扱いが適用されたときは「コンテナ扱い申出適用通知情報」（別紙様式M-416号、別紙様式M-417号、別紙様式M-418号、別紙様式M-419号、別紙様式M-420号及び別紙様式M-421号）が、不適用となったときは「コンテナ扱い申出不適用通知情報」（別紙様式M-422号、別紙様式M-423号、別紙様式M-424号、別紙様式M-425号、別紙様式M-426号及び別紙様式M-427号）が、申出者に配信される。</p> <p>なお、コンテナ扱いが不適用となった場合には、コンテナ扱い申出を行った税関官署の通関担当部門に「コンテナ扱い申出不適用情報」が配信される。</p>
6-4 削除	<p>(取引関係書類の提出又は提示)</p> <p>6-4 コンテナ扱い申出がシステムにより受理され、審査区分が書類審査扱いとなったときは、申出者に「コンテナ扱い申出控情報」（別紙様式M-428号、別紙様式M-429号、別紙様式M-430号、別紙様式M-431号、別紙様式M-432号及び別紙様式M-433号）が配信される。また、この場合には、通関担当部門は、当該コンテナ扱い申出について審査を行うに際し必要と認めるときは、当該申出に係る取引関係書類を提出又は提示を求めるものとする。</p>

## 新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財閥第 142 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である

改正後	改正前
6-5 削除	<p>(コンテナ扱いの訂正)</p> <p>6-5 申出者がコンテナ扱いを申し出た後、当該コンテナ扱いが適用又は不適用となるまでの間にコンテナ扱い申出に係る内容を訂正する場合は、あらかじめ当該申出者から通関担当部門に対し訂正についての申出を行った上で、次により取り扱うものとする。ただし、輸出者コード、輸出者名及び申出官署コード等は訂正できないので、これらの事項を訂正する場合には、コンテナ扱い申出を撤回の上、再度申出を行うことを求めるものとする。</p> <p>(1) 「輸出申告変更事項登録」業務を利用して申出を行った項目及び訂正を必要とする項目を入力し送信、又は「輸出申告変更事項呼出し」業務を利用して必要事項を入力し送信することによりコンテナ扱い申出変更事項登録情報として自動的に応答画面に出力される内容を確認の上、追加又は訂正を要する項目を入力して送信することにより訂正登録を行うものとする。</p> <p>(2) 上記(1)によるシステムの処理の結果、コンテナ扱い申出変更が受理されたときは、申出者に訂正後の情報に基づく「コンテナ扱い申出変更控情報」(別紙様式M-434号、別紙様式M-435号、別紙様式M-436号、別紙様式M-437号、別紙様式M-438号及び別紙様式M-439号)が配信される。</p> <p>(3) 上記(2)の場合、通関担当部門は、変更後のコンテナ扱い申出内容の審査を行うものとするが、審査に際し必要と認めるときは、当該コンテナ扱い申出に係る取引関係書類の提出又は提示を求めるものとする。</p>
6-6 削除	<p>(審査終了の登録)</p> <p>6-6 通関担当部門は、コンテナ扱い申出の審査区分が書類審査扱いとなったものについて審査が終了した場合には、審査終了の登録を行うものとする。</p>
第 7 節 (省略)	第 7 節 (同左)
第 8 節 マニフェスト等による輸出申告  (マニフェスト等による輸出申告の登録) 8-1 関税法基本通達 67-2-5 及び 67-2-6 に規定するマニフェスト等による輸出申告を行う者及びその代理人である通関業者（以下この節	第 8 節 マニフェスト等による輸出申告  (マニフェスト等による輸出申告の登録) 8-1 関税法基本通達 67-2-5 及び 67-2-6 に規定するマニフェスト等による輸出申告を行う者及びその代理人である通関業者（以下この節

## 新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である

改正後	改正前
<p>において「通関業者等」という。) がシステムを使用してマニフェスト等による輸出申告を行う場合は、輸出者名、数量、価格、搭載予定便名、混載貨物運送状 (House Air Waybill。以下「HAWB」という。) の番号等の必要事項をシステムに入力し、輸出申告を行うことを求めるものとする。ただし、通関業者がマニフェスト等による輸出申告を行う場合には、処理法第 5 条の規定に基づき、あらかじめ通関士が申告内容を審査した上で、マニフェスト等による輸出申告を行うこととなるので、留意する。</p> <p><u>また、マニフェスト等による輸出申告については、通関予定蔵置場として輸出の許可を受けるために貨物を入れる保税地域等を選択するものとする。</u></p> <p>(審査区分選定及び関係情報の配信)</p> <p>8-2 システムにおいては、前項のマニフェスト等による輸出申告が行われた場合において、当該輸出申告について審査区分の選定等の処理を行い、通関業者等に「輸出マニフェスト通関申告控情報」(別紙様式M-446号)が配信される。</p> <p>なお、この場合、<u>貨物の保税地域等への搬入後に行われたマニフェスト等による輸出申告については、審査区分が簡易審査扱い（区分1）となった輸出申告については、輸出申告後直ちに輸出許可となり、「輸出許可通知情報（輸出マニフェスト通関）」が配信される。</u></p> <p><u>また、貨物の保税地域等への搬入前に前項のマニフェスト等による輸出申告が行われた場合においては、当該貨物が保税地域等に搬入された時点で、再度、審査区分の選定等の処理を行い、通関業者等に「輸出搬入時状況通知」(別紙様式M-417号)が配信される。ただし、当該貨物が保税地域等に搬入後直ちに輸出許可となる場合については、通関業者等に「輸出搬入時状況通知」は配信されず、「輸出許可通知情報（輸出マニフェスト通関）」が配信される。</u></p> <p>(輸出申告控の提出)</p> <p>8-3 前項の規定により、審査区分が検査扱い（区分3）となり、通関業者等に「輸出マニフェスト通関申告控情報」が配信されたときは、当該申告控情報を「輸出マニフェスト通関申告控」として出力し、<u>貨物の保税地域等への搬入前に行われたマニフェスト等による輸出申告については、適宜の箇所にその旨の記号（例えば、「前」）を朱書きし（貨物の保税地域等への搬入後に行われたマニフェスト等による輸出申告については朱書き不</u></p>	<p>において「通関業者等」という。) がシステムを使用してマニフェスト等による輸出申告を行う場合は、輸出者名、数量、価格、搭載予定便名、混載貨物運送状 (House Air Waybill。以下「HAWB」という。) の番号等の必要事項をシステムに入力し、輸出申告を行うことを求めるものとする。ただし、通関業者がマニフェスト等による輸出申告を行う場合には、処理法第 5 条の規定に基づき、あらかじめ通關士が申告内容を審査した上で、マニフェスト等による輸出申告を行うこととなるので、留意する。</p> <p>(審査区分選定及び関係情報の配信)</p> <p>8-2 システムにおいては、前項のマニフェスト等による輸出申告が行われた場合において、当該輸出申告について審査区分の選定等の処理を行い、通關業者等に「輸出マニフェスト通關申告控情報」(別紙様式M-446号)が配信される。</p> <p>なお、この場合、審査区分が簡易審査扱い（区分1）となった輸出申告については、輸出申告後直ちに輸出許可となり、「輸出許可通知情報（輸出マニフェスト通關）」が配信される。</p> <p>(輸出申告控の提出)</p> <p>8-3 前項の規定により、審査区分が検査扱い（区分3）となり、通關業者等に「輸出マニフェスト通關申告控情報」が配信されたときは、当該申告控情報を「輸出マニフェスト通關申告控」として出力し、輸出申告の日から 3 日以内（期間の末日が行政機関の休日に当たるときは、その日の翌日をもって当該期間の末日とする。）に、通關担当部門に提出することを求めるものとする。ただし、審査区分が簡易審査扱い（区分1）又は書類</p>

## 新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である

改正後	改正前
<p>要)、輸出申告の日から 3 日以内（期間の末日が行政機関の休日に当たるときは、その日の翌日をもって当該期間の末日とする。）に、通関担当部門に提出することを求めるものとする。ただし、審査区分が簡易審査扱い（区分 1）又は書類審査扱い（区分 2）となった場合には、通関担当部門への当該申告控の提出を求めるものとする。</p> <p>なお、審査区分が検査扱い（区分 3）で、検査区分が検査場検査となつた場合は、この章第 1 節第 1－5 に規定する「検査指定票（運搬・倉主等用）」を併せて提出することを求めるものとする。</p> <p>(検査の指定) 8－4～8－6 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第 9 節 積戻し申告</p> <p>9－1 システムを使用して積戻し申告を行う場合には、この章第 1 節<u>及び</u>第 2 節の規定に準じて行うものとする。また、保税展示場に入れるとの承認を受けた貨物に係る積戻し申告についても同様とする。<u>ただし、これらの積戻し申告については、許可を受けるために貨物を入れる保税地域等に搬入された後に行う必要がある。</u></p> <p style="text-align: center;">第 10 節 削除</p> <p>(削除)</p>	<p>審査扱い（区分 2）となった場合には、通關担当部門への当該申告控の提出を求めるものとする。</p> <p>なお、審査区分が検査扱い（区分 3）で、検査区分が検査場検査となつた場合は、この章第 1 節第 1－5 に規定する「検査指定票（運搬・倉主等用）」を併せて提出することを求めるものとする。</p> <p>(検査の指定) 8－4～8－6 (同左)</p> <p style="text-align: center;">第 9 節 積戻し申告</p> <p>9－1 システムを使用して積戻し申告を行う場合には、この章第 1 節<u>、第 2 節及び第 6 節</u>の規定に準じて行うものとする。また、保税展示場に入れるとの承認を受けた貨物に係る積戻し申告についても同様とする。</p> <p style="text-align: center;">第 10 節 <u>予備審査制による申告</u></p> <p><u>(予備申告事項の登録)</u></p> <p><u>10－1 輸出申告（特定輸出申告、特定委託輸出申告、特定製造貨物輸出申告及び別送品輸出申告を除く。）又は積戻し申告（保税展示場に入れるとの承認を受けた貨物に係る積戻し申告を除く。）（以下この節において「輸出申告等」という。）について、「予備審査制について」（平成 12 年 3 月 31 日蔵関第 251 号）に定める予備申告を行う者及びその代理人である通關業者（以下この節において「通關業者等」という。）がシステムを使用して予備申告を行う場合は、当該予備申告に先立ち、次のいずれかの方法により予備申告事項の登録を行うことを求めるものとする。</u></p> <p>なお、他法令による許可・承認等が必要な場合であって、予備申告の時点ではこれが未取得のときには、他法令コード欄に当該必要とされる他法令コードを入力することを求めるものとする。</p> <p>(1) 「輸出申告事項登録」業務を利用して必要事項を登録する方法 (2) 「輸出申告事項呼出し」業務を利用して予備申告事項の登録に必要な</p>

## 新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である

改正後	改正前
(削除)	<p><u>事項を呼び出した上で、予備申告事項を登録する方法</u></p> <p><u>(予備申告)</u></p> <p><u>10-2 通関業者等が予備申告を行う場合は、前項の規定により予備申告事項の登録を行った後に、応答画面の出力内容又は出力情報の内容を確認の上、次のいずれかの方法により予備申告の登録を行うことを求めるものとする。</u></p> <p><u>ただし、いずれの場合においても、通関業者が予備申告を行う場合には、処理法第 5 条の規定に基づき、あらかじめ通関士が応答画面又は入力控等により申告内容を審査した上で、予備申告を行うこととなるので、留意する。</u></p> <p><u>(1) 「輸出申告」業務を利用して、必要事項を登録する方法</u></p> <p><u>(2) 「輸出申告事項登録」業務の応答画面を利用して申告条件コードを入力し、送信することにより登録する方法</u></p> <p><u>(予備申告の受理及び関係情報の配信)</u></p> <p><u>10-3 予備申告がシステムにより受理されたときには、通関業者等に「輸出申告等控情報」等が配信される。</u></p> <p><u>(審査区分)</u></p> <p><u>10-4 予備申告の審査区分は、簡易審査扱い（区分 1）、書類審査扱い（区分 2）又は検査扱い（区分 3）に区分される。</u></p> <p><u>なお、簡易審査扱い（区分 1）の場合であっても、輸出申告等が行われる前なので、輸出許可又は積戻し許可は保留される。</u></p> <p><u>(予備申告時の添付書類等の提出)</u></p> <p><u>10-5 予備申告の審査区分が、書類審査扱い（区分 2）又は検査扱い（区分 3）となった場合は、予備審査を受けるため、航空貨物の予備申告については、通関業者等に配信された当該輸出申告等控情報を「予備申告控」として出力し、当該予備申告に係る添付書類等を添付し、海上貨物の予備申告については、添付書類等に輸出申告番号等を付記して、通関担当部門に提出することを求めるものとし、提出部数については、この章第 1 節 1-4 の規定に準じるものとする。</u></p> <p><u>(予備申告の訂正)</u></p> <p><u>10-6 通関業者等が、予備申告の登録後、当該予備申告に係る輸出申告等</u></p>
(削除)	
(削除)	
(削除)	
(削除)	

## 新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である

改正後	改正前
	<p>までの間に、当該予備申告の内容を訂正する場合は、あらかじめ当該通関業者等から通関担当部門に対し訂正についての申出を行った上で、予備申告変更事項の登録を行うことを求めるものとする。</p> <p>なお、予備申告の内容を訂正し、審査区分が書類審査扱い（区分 2）又は検査扱い（区分 3）となった場合は、航空貨物については訂正後の予備申告控及び添付書類等を、海上貨物については訂正登録後の輸出申告番号等を付記した添付書類等を、直ちに通関担当部門に提出することを求めるものとする。</p>
(削除)	<p><u>(審査終了の登録)</u></p> <p>10-7 通関担当部門は、予備申告の審査区分が書類審査扱い（区分 2）となつたものについて、輸出申告等が行われる前に審査が終了した場合には、審査が終了したことを再確認した後、審査終了の登録を行うものとする。</p>
(削除)	<p><u>(検査の通知)</u></p> <p>10-8 予備申告が行われた貨物に対する検査の通知は、この章第 1 節 1-5 の規定に準じて行うものとする。</p>
(削除)	<p><u>(輸出申告等)</u></p> <p>10-9 予備申告に係る貨物が保税地域に搬入された場合には、予備申告の際に入力した「申告条件コード」に応じて、次のとおり輸出申告等を行うことを求めるものとする。</p> <p>(1) 申告条件コードとして「Z」を入力した場合 輸出申告等を行う予定の保税地域に当該輸出申告等に係る貨物が搬入された後、倉主等の当該貨物に係る搬入確認登録業務等を契機として自動的に輸出申告等を行う。</p> <p>(2) 申告条件コードとして「T」を入力した場合 輸出申告等を行う予定の保税地域に当該輸出申告等に係る貨物が搬入された後に通関業者等が輸出申告等の登録を行う。</p> <p>(3) 申告条件コードとして「A」を入力した場合 コンテナ扱い申出を予備申告に併せて行い、当該申告に係る貨物が輸出申告等を行う予定の保税地域に搬入された後、倉主等による搬入確認登録業務等を契機として自動的に輸出申告等を行う。</p> <p>(4) 申告条件コードとして「B」を入力した場合 コンテナ扱い申出を予備申告に併せて行い、当該申告に係る貨物が輸出申告等を行う予定の保</p>

## 新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である

改正後	改正前
	<u>税地域に搬入された後に通関業者等が輸出申告等の登録を行う。</u>
(削除)	<u>(輸出申告時の添付書類等の提出)</u>
	<u>10-10 通関業者等が、前項の規定により輸出申告等を行ったときは、当該輸出申告等に係る輸出申告控及び添付書類等を、この章第 1 節 1-4 の規定に準じて通関担当部門に提出することを求めるものとする。</u>
	<u>ただし、審査区分が書類審査扱い（区分 2）又は検査扱い（区分 3）となつた輸出申告等については、この節 10-5 又は 10-6 の規定により添付書類等を既に提出した場合であって、当該提出後に予備申告の訂正を行わなかつた場合には、当該添付書類等の提出を求めるものとする。</u>
	<u>(マニフェスト等による予備申告)</u>
(削除)	<u>10-11 通関業者等がシステムを使用してこの章第 8 節に規定するマニフェスト等による輸出申告について予備申告を行う場合は、この節の規定を準用する。この場合において、予備申告である旨の申告条件コードはこの節</u>
	<u>10-2 に規定する申告条件コード「Z」を入力するほか、予備申告控の提出については、この章第 8 節 8-3 の規定に準じて行うものとする。</u>
第 11 節 (省略)	第 11 節 (同左)
第 12 節 (省略)	第 12 節 (同左)
第 13 節 指定地外貨物検査の許可の申請	第 13 節 指定地外貨物検査の許可の申請
(指定地外貨物検査許可申請)	(指定地外貨物検査許可申請)
13-1 輸出申告、特定輸出申告、特定委託輸出申告、特定製造貨物輸出申告及び積戻し申告（これらをシステムを使用しないで行う申告を含む。）を行った貨物についての税関検査（旅具通関に係るもの）を税関長が指定した場所以外の場所で受けようとする者（以下この節において「申請者」という。）が、システムを使用して指定地外貨物検査許可申請を行う場合には、あらかじめ申請者から通関担当部門又は検査担当部門（以下この節において「受理部門」という。）に対し当該申請についての申出を行った後、「指定地外貨物検査許可申請」業務を利用して、当該許可を受けようとする貨物の品名及び数量、検査を受けようとする場所、期間及び事由等の必要事項を入力し、送信することにより申請を行うことを求めるものとする。	13-1 輸出申告、特定輸出申告、特定委託輸出申告、特定製造貨物輸出申告及び積戻し申告（これらをシステムを使用しないで行う申告を含む。）並びに予備申告を行った貨物についての税関検査（旅具通関に係るもの）を税関長が指定した場所以外の場所で受けようとする者（以下この節において「申請者」という。）が、システムを使用して指定地外貨物検査許可申請を行う場合には、あらかじめ申請者から通関担当部門又は検査担当部門（以下この節において「受理部門」という。）に対し当該申請についての申出を行った後、「指定地外貨物検査許可申請」業務を利用して、当該許可を受けようとする貨物の品名及び数量、検査を受けようとする場所、期間及び事由等の必要事項を入力し、送信することにより申請を行うことを求めるものとする。

## 新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である

改正後	改正前
<p>(指定地外貨物検査許可申請の受理及び添付書類等の提出) 13-2～13-4 (省略)</p>	<p>(指定地外貨物検査許可申請の受理及び添付書類等の提出) 13-2～13-4 (同左)</p>
<p>第 14 節 別送品輸出申告</p>	<p>第 14 節 別送品輸出申告</p>
<p>(別送品輸出申告事項の登録) 14-1 (省略)</p>	<p>(別送品輸出申告事項の登録) 14-1 (同左)</p>
<p>(別送品輸出申告) 14-2 通関業者等がシステムを使用して別送品輸出申告を行う場合は、前項の規定により登録された別送品輸出申告事項について、通関業者等に出力される応答画面の内容を確認して送信することにより、又は事前に行われた別送品輸出申告事項登録を利用して、これに別送品輸出申告番号を入力し、送信することにより行うことを求めるものとする。</p>	<p>(別送品輸出申告) 14-2 通関業者等がシステムを使用して別送品輸出申告を行う場合は、前項の規定により登録された別送品輸出申告事項について、通関業者等に出力される応答画面の内容を確認して送信することにより、又は事前に行われた別送品輸出申告事項登録を利用して、これに別送品輸出申告番号を入力し、送信することにより行うことを求めるものとする。</p>
<p>ただし、いずれの場合においても、通関業者が別送品輸出申告を行う場合には、処理法第 5 条の規定に基づき、あらかじめ通関士が応答画面又は入力控等により申告内容を審査した上で、別送品輸出申告を行うこととなるので留意する。</p>	<p>ただし、いずれの場合においても、通関業者が別送品輸出申告を行う場合には、処理法第 5 条の規定に基づき、あらかじめ通關士が応答画面又は入力控等により申告内容を審査した上で、別送品輸出申告を行うこととなるので留意する。</p>
<p>また、別送品輸出申告については、通關予定蔵置場として輸出の許可を受けるために貨物を入れる保税地域等を選択するものとする。なお、税關官署の開序時間外に別送品輸出申告の入力をしておくことにより、税關官署の翌開序時に自動的に別送品輸出申告を行うことができるものとする。</p>	<p>なお、別送品輸出申告事項登録済みのものについては、貨物が保税地域に未搬入であっても、別送品輸出申告の入力をしておくことにより、倉主等による搬入確認の登録をもって自動的に別送品輸出申告を行うことができ、また、税關官署の開序時間外に別送品輸出申告の入力をておくことにより、税關官署の翌開序時に自動的に別送品輸出申告を行うことができるものとする。</p>
<p>(審査区分選定及び関係情報の配信) 14-3 システムにおいては、前項の別送品輸出申告が行われた場合において、当該別送品輸出申告について審査区分の選定等の処理を行い、通關業者等に「別送品輸出申告控情報」(海上貨物に係る別送品輸出申告にあっては別紙様式 M-451 号、航空貨物に係る別送品輸出申告にあっては別紙様式 M-452 号)が配信される。</p>	<p>(審査区分選定及び関係情報の配信) 14-3 システムにおいては、前項の別送品輸出申告が行われた場合において、当該別送品輸出申告について審査区分の選定等の処理を行い、通關業者等に「別送品輸出申告控情報」(海上貨物に係る別送品輸出申告にあっては別紙様式 M-451 号、航空貨物に係る別送品輸出申告にあっては別紙様式 M-452 号)が配信される。</p>
<p>(別送品輸出申告時の提出書類等の提出) 14-4 及び 14-5 (省略)</p>	<p>(別送品輸出申告時の提出書類等の提出) 14-4 及び 14-5 (同左)</p>

## 新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である

改正後	改正前
(別送品輸出申告の訂正) 14-6 別送品輸出申告を行った通関業者等が、当該申告の後、当該申告に係る輸出の許可までの間に申告内容を訂正する場合には、あらかじめ当該通関業者等から別送担当部門に対し訂正についての申し出を行った後、次により取り扱うものとする。ただし、荷送人氏名及び通関予定蔵置場（当初申告官署の管轄外の保税地域等に通關予定蔵置場（搬入先）を変更する場合に限る）等は訂正できないので、これらの事項を訂正する場合には、別送品輸出申告を撤回の上、再度、別送品輸出申告を行うことを求めるものとする。 <u>なお、輸出申告の撤回に当たっては、関税法基本通達 67-1-10 の規定に基づき、あらかじめ当該通関業者等から通關担当部門に対し、申告撤回理由等を記載した「輸出申告撤回申出書」（税關様式 C-5240 号）1 通を提出して行わせるものとする。</u> (1)～(3) (省略)。	(別送品輸出申告の訂正) 14-6 別送品輸出申告を行った通関業者等が、当該申告の後、当該申告に係る輸出の許可までの間に申告内容を訂正する場合には、あらかじめ当該通關業者等から別送担当部門に対し訂正についての申し出を行った後、次により取り扱うものとする。ただし、荷送人氏名等は訂正できないので、これらの事項を訂正する場合には、別送品輸出申告を撤回の上、再度、別送品輸出申告を行うことを求めるものとする。  (1)～(3) (同左)
(輸出許可の通知) 14-7 別送担当部門は、システムを使用して行われた別送品輸出申告について、審査及びその申告に係る貨物が保税地域等に搬入された後の必要な検査を行った上、当該貨物の輸出を許可しようとするときは、システムを通じて別送品輸出申告審査終了の登録を行うことにより輸出を許可し、システムを通じてその旨を通關業者等に通知する。 <u>なお、この場合において当該許可に併せて保税運送の承認をするときは、その運送期間がシステムにより自動的に払い出される。</u>	(輸出許可の通知) 14-7 別送担当部門は、システムを使用して行われた別送品輸出申告について、審査及びその申告に係る貨物についての必要な検査を行った上、当該貨物の輸出を許可しようとするときは、システムを通じて別送品輸出申告審査終了の登録を行うことにより輸出を許可し、システムを通じてその旨を通關業者等に通知する。 <u>なお、この場合において当該許可に併せて保税運送の承認をするときは、その運送期間がシステムにより自動的に払い出される。</u>
(別送品輸出許可内容変更の申請) 14-8～14-10 (省略)	(別送品輸出許可内容変更の申請) 14-8～14-10 (同左)
第 5 章 輸入通關關係 第 3 節 輸入（引取）申告 (輸入（引取）申告) 3-2 (1) (省略) (2) 特例輸入者が、法第 67 条の 2 第 2 項第 2 号の規定に基づき貨物が保税地域に搬入される前にシステムを使用して輸入（引取）申告を行う場	第 5 章 輸入通關關係 第 3 節 輸入（引取）申告 (輸入（引取）申告) 3-2 (1) (同左) (2) 特例輸入者が、法第 67 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき貨物が保税地域に搬入される前にシステムを使用して輸入（引取）申告を行う場

## 新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である

改正後	改正前
<p>合には、「積荷目録提出」業務又は「積荷目録事前報告」業務がなされた後に当該申告を行うものとする。</p> <p>(3) (省略)</p>	<p>合には、「積荷目録提出」業務又は「積荷目録事前報告」業務がなされた後に当該申告を行うものとする。</p> <p>(3) (同左)</p>